

第二章 経過措置

第五条 著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律（以下この条において「改正法」という。）の施行の日前に国立大学法人等（国立大学法人法第二条第五項に規定する国立大学法人等をいう。附則第二項において同じ。）及び日本司法支援センターが行った著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第七十五条第一項、第七十六条第一項、第七十六条の二第一項及び第七十七条の登録（以下この条及び附則第二項において単に「登録」という。）の申請並びにプログラムの著作物に係る登録に関する同法第七十八条第四項の請求に係る手数料の納付については、改正法第三条の規定による改正後のプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）第二十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

（施行期日）

1 この政令は、令和三年一月一日から施行する。

2 この政令の施行の日前に国立大学法人等及び日本司法支援センターが行った著作権法第六十七条第一項の裁定の申請、同法第七十八条第四項の請求（プログラムの著作物に係る登録に関するものを除く。）及び同法第六十六条のあつせんの申請に係る手数料の納付については、なお従前の例による。

法務大臣 上川 陽子

文部科学大臣 萩生田光一

内閣総理大臣 菅 義偉

特定複合観光施設区域整備法第九条第十項の期間を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年十二月二十三日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第三百六十五号

特定複合観光施設区域整備法第九条第十項の期間を定める政令

内閣は、特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第九条第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定複合観光施設区域整備法第九条第十項の政令で定める期間は、令和三年十月一日から令和四年四月二十八日までとする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣 赤羽 一嘉

内閣総理大臣 菅 義偉

臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年十二月二十三日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第三百六十六号

臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十五条第二号及び第二十条の十の規定に基づき、この政令を制定する。

臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第三号中「前号」を「前二号」に、「生理学的検査」を「検査」に改め、ハ及びニを削り、ホをハとし、同条に次の一号を加える。

四 学校教育法に基づく大学（同法に基づく短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において法第二条に規定する検査並びに法第十一条に規定する採血及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めて卒業した者（前三号に掲げる者を除く。）

附則

（施行期日）

1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 次の各号のいずれかに該当する者は、この政令による改正後の臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号又は第四号に掲げる者とみなして、臨床検査技師等に関する法律第十五条の規定を適用する。

一 この政令の施行の際現にこの政令による改正前の臨床検査技師等に関する法律施行令（次号において「旧令」という。）第十八条第三号に掲げる者に該当する者

二 この政令の施行の日前に臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第一号に規定する大学又は臨床検査技師等に関する法律第十五条第一号の規定により指定された学校若しくは臨床検査技師養成所（以下「大学等」という。）に在学し、同日以後に旧令第十八条第三号に掲げる者に該当することとなった者（同日以後に大学等に入学し、当該大学等において、同号に規定する同法第二条に規定する生理学的検査並びに同法第十一条に規定する採血及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めた者を除く。）

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年十二月二十三日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第三百六十七号

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係政令の一部を改正する政令

内閣は、社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）第五条第一項（同法第三十二条第四項において準用する場合を含む。）、第十八条及び第四十五条、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第二百六号）第九条、第二十三条、第三十九条及び第五十一条、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第七十五条の二第七項、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第六十八号第十項、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第九十六号）第六十六号、第十七条第六項、独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第九十一号）第十八条第七項、独立行政法人労働者健康安全機構法（平成十四年法律第七十一号）第十四条第七項、独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）第十七条第七項、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四百七条第十項並びに高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第二十一条第七項の規定に基づき、この政令を制定する。